

(第十八部)

第二回参議院決算委員会會議錄第三号

昭和二十三年三月二十四日(水曜日)午前十時五十分開會

本日の會議に付した事件

○中小企業設置法案(内閣送付)

○委員長(下條康廣君) 只今から決算委員会を開きます。中小企業設置法案が豫備審査のために付託せられておりますが、この取扱につきまして御相談申上げたいと存じます。本案はその内容から申しますと、商業委員会並びに鑛工業委員会に關連がありまうので、これらと併せて連合委員会を開いた方が適當かと思ふのでありますが、如何でございましょうか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(下條康廣君) ただ開いた場合に、その委員会が非常に人数も多くありますので、先ず説明は全部で聴きますが、その内容的にいろいろ検討する場合におきましては、決算委員会を中心に、或いは商業委員会並びに鑛工業委員会から、相當数の特に専門な方々に入つて頂いて、審議を進めるといふようなことで行つたらどうかと思ひますが、如何でございましょうか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(下條康廣君) それではさういふことに、委員長から鑛工業委員長並びに商業委員長の方に申入れまして、この案の審議に移りたいと思ひます。今日は商工省の方がストで説明員が出て来ないそうでありますから、それでは又改めてお越しを願ひましてやります。

すから、今日はこれで散會いたしました。午前十時五十七分散會

出席者は左の通り。

委員長 下條 康廣君
理事 西山 龜七君
委員 山下 義信君
岩崎正三郎君
吉川末次郎君
中川 幸平君
田方 進君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
小野 哲君
伊達源一郎君
千田 正君
小川 友三君

二月十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省設置に關する請願(第九號)

一、林野行政と砂防行政の一元化に關する陳情(二件)(第六號)

第九號昭和二十二年十二月十日受理

建設省設置に關する請願

請願者 茨城縣議會議長 菊田 七平

紹介議員 柴田 政次君

日本國土の復興促進のため、行政機構の改革を斷行し、建設技術行政を一元化して建設省を設置されたいとの請願。

第六號昭和二十二年十二月十日受理

林野行政と砂防行政の一元化に關する陳情(二件)

神戸市生田區中山手通七丁目兵庫縣森林組合連合會長 深山竹市外五名

近く解體せられる内務省所管の砂防事業と農林省所管の森林治水、災害防止事業並びに造林事業は、森林經營と絕對不可分の關係にあつて兩者相まつて完全なる森林經營が成立し治山、治水事業の完壁が期せられるのであるから、内務省解體を機として内務省所管の砂防事業を全面的に農林省に移管統一されたいとの陳情。

二月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

一、金澤商工局設置に關する請願(第九十九號)

一、中央出先機關の整理統合に關する陳情(第三十一號)

第九十九號昭和二十三年一月三十一日受理

金澤商工局設置に關する請願

請願者 石川縣知事 柴野和喜 夫外十五名

紹介議員 林屋龜次郎君

北陸地方における地方商工局の機構及び管轄は、東海北陸地方軍需監理部の舊機構そのままであるため、實情に則せず運営上遺憾の點が多から、北陸三縣を管轄する地方商工局を、右地方の中心都市である金澤市に設置されたいとの請願。

第三十一號昭和二十三年一月二十八日受理

中央出先機關の整理統合に關する陳情

札幌市長 高田富興

終戦後經濟狀勢の激變に伴つて、この對策として中央の出先機關が地方に滲透せられる傾向があるが、これは徒らに事務系統の複雑をきたし、仕事の滞りを致し地方民にとつて迷惑、不便を増すばかりであるから、出先機關の適當事務を地方機關に移管せられたいとの陳情。

二月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、中央出先機關の整理統合に關する請願(第三十六號)

一、林野行政と砂防行政の一元化に關する請願(第五十七號)

一、金澤財務局設置に關する請願(第五十八號)

一、林野行政と砂防行政の一元化に關する請願(第八十八號)

一、建設省の設置に關する陳情(第六十五號)

第六十六號昭和二十三年二月二日受理

中央出先機關の整理統合に關する請願

請願者 福岡市大學通町八二 野田實造外二名

紹介議員 島田千壽君外二名

現存の地方出先機關は地方自治の民主化に一大障礙をなすものであるから、

政府は新設計畫の中止は勿論、既存の出先機關には再檢討を加えて再少限度に整理統合し、その權限を一切知事に委譲して地方自治體の育成を圖られたとの請願。

第五十七號昭和二十三年二月三日受理

林野行政と砂防行政の一元化に關する請願

請願者 神戸市生田區中山手通七兵庫縣森林組合連合會長 深山竹市外五名

林野行政は敗戦による國土の喪失、森林面積の極度に減少されたが國にとつて重要な意義を持つが、森林の育成、荒廢林地の復舊、ぜい弱地盤の保護、砂防の施工等すべて林野行政の一環として矛盾衝突することなく運営されることを望まひ。この意味において林野行政と砂防行政はすべて農林省の所管として一元化されたいとの請願。

第五十八號昭和二十三年二月三日受理

金澤財務局設置に關する請願

請願者 石川縣知事 柴野和喜 夫外十四名

紹介議員 林屋龜次郎君

金澤市は、經濟文化及び交通上北陸三縣の中心都市であり、又非戦災都市であるために、建物も残存している等の好條件に恵まれてゐるから、財務局を是非當市に設置せられたいとの請願。

受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する
請願
請願者 玉野市長 太田尚衛外
三十五名

紹介議員 坂野勝次君外一名
この請願の趣旨は、第百五十七號と同じである。

第百九十九號昭和二十三年二月七日
受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する
請願
請願者 徳島市カチドキ橋一徳
島縣森林治水協會長
藤原留太外三名

紹介議員 久松定武君外三名
この請願の趣旨は、第百五十七號と同じである。

第六十五號昭和二十三年二月二日受
理

建設省の設置に関する陳情

千葉縣議會議長 逆井隆二
わが國の建設事業は、從來各省獨自の計畫によりその間に連絡なくさう合的な計畫の遂行が全くない状態であるから、建設技術行政の一元化を計り、國土計畫に基づく総合的建設事業を強力に推進するため、建設省を設置せられたいとの陳情。

二月二十四日本委員會に左の事件を付託された。

一、林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第百九十四號)
二、建設省設置に関する陳情(第九十四號)

第二百十四號昭和二十三年二月九日受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する

請願
請願者 滋賀縣滋賀郡木戸村
大戸良成
紹介議員 西川基五郎君
この請願の趣旨は、第百五十七號と同じである。

第九十四號昭和二十三年二月十二日受理
建設省設置に関する陳情

鹿兒島縣議會議長 有馬純
この陳情の趣旨は、第六十五號と同じである。

二月二十八日本委員會に左の事件を付託された。

一、建設省の設置並びに地方建設行政機構の擴充強化に関する陳情(第百十號)
二、名古屋商工局北陸出張所を富山商工局に昇格することに關する請願(第百二十號)

第百十號昭和二十三年二月十七日受理

建設省の設置並びに地方建設行政機構の擴充強化に関する陳情

廣島縣縣内議會事務局 曾山袖
四郎外九名

開拓、治山、造林、水力發電、港灣等の建設事業は、相互に關連性があるにもかかわらずこれらが各省に分散されているため、資材又は技術力が最高度に發揮できないから建設省を設置して一元化するとともに地方建設行政機構の擴充強化を圖りたいとの陳情。

第百二十號昭和二十三年二月二十一日受理
名古屋商工局北陸出張所を富山商工局に昇格することに關する陳情

富山縣議會議長 前田治吉

この度北陸地方に商工局を設置せられるところであるが、富山縣は商工局設置に最適な立地條件を備えているので、現在富山市にある名古屋商工局北陸出張所を富山商工局に昇格された。その設置に至る間事務の圓滑化を圖るため、暫定的措置として現在の出張所長に全面的權限を附與せられたいとの陳情。

三月十六日本委員會に左の事件を付託された。

一、中央出先機關の整理統合に關する陳情(第百五十四號)

第百五十四號昭和二十三年三月四日受理

中央出先機關の整理統合に關する陳情
兵庫縣知事 岸田幸雄外八名
この陳情の趣旨は、第三十一號と同じである。

三月十九日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、中小企業設置法案(豫第十五號)

中小企業設置法案

中小企業設置法案

(法律の目的)
第一條 この法律は、健全な獨立の中小企業が、國民經濟を健全にし、及び發達させ、經濟力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に對し、公平な事業活動の機會を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び發達させ、且つ、その經營を向上させるに足る諸條件を確立することを目的とする。

(中小企業應及及び中小企業應長官)

第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、中小企業應長官を長とする中小企業應を設置する。中小企業應長官は、第三條に規定する事務を掌理する。

(中小企業應の權限)
第三條 中小企業應は、中小企業應長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

一 中小企業に關する資材、動力、資金、生産方法、技術、經理、勞働關係、輸送及び販賣等に關する事項その他中小企業の育成及び發達並びに經營の向上に必要な事項についての情報を收集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業の經營狀況の調査及び診斷並びにこれに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診斷は、當該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、當該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業經營の向上に資することができ、設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製法等を展示する會を開くこと。

中小企業應は、中小企業に關係ある經濟問題に關し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、

中小企業に關係ある事項に關し、意見を提出することができる。

中小企業應は、中小企業に關係ある事項については、他の行政廳の協力を求めることができる。

中小企業者は、行政廳の行爲により不當にその事業を阻害されたとき、又は他人の行爲により不當な取引を受け、若しくは他人の行爲が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業應にその事實を申し出ることが出来る。

前項後段の場合においては、中小企業應は、當該事件を公正取引委員會に移さなければならぬ。

(組織)
第四條 中小企業應に長官官房及び左の二局を置く。

振興局
指導局
長官官房においては、人事、會計その他庶務に關する事務を掌る。

振興局においては、前條第一項第一號、及び第五號並びに第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。

指導局においては、前條第一項第二號乃至第四號に規定する事務を掌る。

(職員)
第五條 中小企業應の事務を行ふため、中小企業應に所要の職員を置く。

前項の職員の一部は中小企業應に關し學識經驗ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業應の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第六條 この法律は、公布の日から

受理
林野行政と砂防行政の一元化に關する

名古屋工部局に附屬する當山工部局に昇格することに關する陳情

(中小企業廳及び中小企業廳長官)

又は國會に提出される議案につき、

第六條 この法律は、公布の日から

起算して三十日を經過した日からこれを施行する。

第七條 商工省官制の一部を次のように改正する。

第九條ノ二中「所管行政ニ屬スル中小企業ノ振興ニ關スル事務及」を削る。

三月二十日本委員會に左の事件を付託された。

一、農村工業に關する行政機構確立の陳情(第百六十二號)

第百六十二號昭和二十三年三月九日受理

農村工業に關する行政機構確立の陳情

仙臺市北一番丁九八全國農業會

東北支部内東北地區農村工業協

議會長 藤岡亙

農村工業の振興は、日本産業復興上重要な問題であるが、専門の指導機關が確立していないから、農林省に農村工業局、地方廳に農村工業課を設置して、同業の育成發展を圖りたいとの陳情。

昭和二十三年六月二十五日印刷

昭和二十三年六月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局